

○長崎県市町村職員共済組合短期給付対策委員会要綱

〔 昭和 5 3 年 3 月 3 1 日 〕  
議 決

改正

昭和 5 6 年 3 月 9 日

第 1 目的

長崎県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の短期給付事業の円滑な運営に資するため、長崎県市町村職員共済組合短期給付対策委員会（以下「委員会」という。）を組合に置く。

第 2 任務

委員会は、医療費の増高対策、諸給付及び財源率の適正化等給付事業前般について調査研究を行い、その結果を理事長に資料を添えて答申するものとする。

第 3 構成

委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 長側組合会議員のうちから 7 名
- (2) 職員側組合会議員のうちから 7 名
- (3) 学識経験者 1 名

委員は、理事長が委嘱する。

第 4 任期

- (1) 組合会議員である委員の任期は、組合会議員の任期による。
- (2) 学識経験者である委員の任期は、2 年とする。
- (3) 委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 運営

- (1) 委員会に会長を置き、長側組合会議員である委員のうちから理事長が指名する。
- (2) 会長は委員会を代表し、会の運営に当たるものとする。
- (3) 委員会の招集は、理事長の承認を得て会長が行うものとする。
- (4) 委員会には必要ある場合組合事務局職員を出席させることができる。

第 6 庶務

委員会の庶務は組合事務局において行うものとする。

第 7 費用

- (1) 委員会の開催に要する費用及び委員の旅費は、組合の負担とする。
- (2) 委員に支給する旅費は、組合会議員の旅費に関する規程の例による。
- (3) 学識経験者である委員に支給する報酬は、委員会に出席のつど支給するものとし、1 回当たり 1 万円とする。

第 8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要綱は、昭和 5 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 記 (昭和56年3月9日)  
この要綱は、公告の日から施行し、昭和55年12月8日から適用する。